

## 偶発事象会計

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学経営学研究所 公開日: 2008-12-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平井, 克彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/633">http://hdl.handle.net/10291/633</a>

## 偶発事象会計 Accounting for Contingencies

平井 克彦

### 1 偶発事象

偶発事象が問題にされるのは、偶発的な資産の減少あるいは負債の増加に起因して偶発損失が生ずる危険性が存在するからである。偶発的な資産の増加あるいは負債の減少に起因して偶発利益が生ずることもありうるが、こちらの方はそれほど問題にはならない。

偶発事象は、米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, 以下、FASBという）のStatement of Financial Accounting Standards No.5（以下、SFAS5号という）「偶発事象会計」（Accounting for Contingencies）によれば、次のように定義される。「ある企業において利益又は損失が発生しているかもしれないが、それをはっきり確かめられないような不確実な条件、状態又は周囲の状況が現存し、それが究極的には将来起こる出来事、又はそれが起きないことによって判明する事象をいう」（para.1）<sup>1)</sup>。「この不確実性の解消は資産の取得、資産の減損若しくは損失、又は負債の発生により確かめられる」（para.1）<sup>2)</sup>。すなわち、偶発事象は、将来に損益の発生、資産の増減あるいは負債の増減が確実になることによって、偶発事象でなくなるというものである。つまり、偶発事象とは『不確実性を伴う事象』といえる。ただ、『不確実性』ということがすべて偶発事象となるわけではない。「例えば、償却資産の明確な原価を使用期間にわたって配分するために企業が見積りを使ったという事実では、減価償却は偶発事象とはならない」（para.2）<sup>3)</sup>。なぜ偶発事象ではないのかというと、それが「原価を使用期間にわたって配分する」（para.2）<sup>4)</sup> ためのものであって、なんら『予想外の事象』による損失ではないからである。また、「広告、宣伝及び光熱のような享受した役務に対して支払うべき金額もまた、計上金額が見積もられたとしても偶発事象ではない」（para.2）<sup>5)</sup>。なぜ、偶発事象ではないのかというと、FASB5号は「債務が発生しているという事実はなんら不確実ではないからである」（para.2）<sup>6)</sup> と説明している。この説明に「債務の発生」という文言があるが、SFAS5号は「債務の発生」を問題にしているわけではない。後で見るように、

偶発事象の中には債務にならないものも存在するので、債務が発生しているかどうかは必ずしも問題とはならない。SFAS5号の説明は、『予想外の事象』という要件を満たさないものは偶発事象とは言えないというのであろう。

偶発事象が『予想外の事象』であるゆえに、将来、資産の減少あるいは負債の増加によって偶発損失が確実にになった時には企業の存続を危うくすることにもなりかねない。偶発損失の例として、後で指摘するように引当金設定対象となるものを含めている点に問題があるが、SFAS5号は下記のことを挙げている（para.4）<sup>7)</sup>。

- (a) 受取勘定の回収可能性
- (b) 製品保証及び製品欠陥に関する責務
- (c) 火災、爆発、その他の災害による企業財産の損失又は損傷の危険性
- (d) 資産の収用の恐れ
- (e) 未解決の訴訟やその恐れ
- (f) 現実の又は可能性のある賠償請求及び当局からの更正、査定等
- (g) 損害保険会社によって引き受けられた（再保険を引き受けた保険会社も含めて）災害から生じる損失の危険性
- (h) 他人の債務の保証
- (i) 「スタンドバイ信用状」に対する商業銀行の責務
- (j) 売却済債権（又は関連資産）の買戻しに対する合意

偶発損失の認識は「多くの場合、・・・負債の計上となって現れる。例えば、税追徴の可能性、製品保証義務、又は他企業の債務保証から生ずる損失の可能性に対する計上である」（para.69）<sup>8)</sup>。このように、将来ある事象が生じたときに法的債務になる可能性がある債務を偶発債務という。たとえば、訴訟を受けて係争中の事案の敗訴がほぼ確定的となった場合の損害賠償金の場合、偶発損失が偶発債務になるものである。

偶発債務は、International Accounting Standards No.37（以下、IAS37号という）「引当金、偶発債務及び偶発資産」（Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets）によれば、次のように定義される（para.11）<sup>9)</sup>。

- (a) 過去の事象から発生し得る債務のうち、企業が必ずしも支配可能な範囲にあるとはいえない将来の一つ又は複数の不確実な事象が発生するか、又は発生しないことによるのみその存在が確認される債務：あるいは
- (b) 過去の事象から発生した現在の債務であるが、以下の理由により認識されていないもの：
  - (i) 債務決済のために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高くない、又は

(ii) 債務の金額が十分な信頼性をもって測定できない。

偶発損失の認識は、多くの場合、偶発債務の計上となって現れるが、偶発損失の認識が必ずしも偶発債務になるわけではない。偶発損失の中には偶発債務を伴わないものもある。

偶発損失が偶発的な資産の減少となる場合もある。たとえば、地震による資産の破損などは偶発損失ではあるが、偶発債務にはならない<sup>10)</sup>。ただ、偶発損失が偶発債務になるか、偶発的な資産の減少になるかは問題ではない。偶発的な資産の減少にせよ、負債の増加にせよ、偶発損失そのものが問題なのである。

偶発損失として、先のSFAS5号 (para.4) が挙げているのを見ると、火災、爆発、その他の災害による企業財産の損失又は損傷の危険性のように引当金の設定対象外のものと同引当金の設定が要求されるものとがある。SFAS5号は偶発損失の中に引当金の設定要件を満たすものと満たさないものとを混在させている。確かにIAS37号が述べているように「一般的な意味では、すべての引当金は時期と金額が不確実であるので偶発的である」(para.12)<sup>11)</sup>。しかし、「偶発」という用語は、企業が完全に支配可能な範囲内にはない将来の一つ又は複数の不確実な事象の発生又は不発生によってしかその存在が確認できないために認識されていない負債及び資産に対して用いられる。さらに、「偶発債務」という用語は、認識規準に合致しない負債に用いられる」(para.12)<sup>12)</sup>。したがって、SFAS5号のように、偶発損失の中に引当金の設定要件を満たすものと満たさないものとを混在させることが妥当であるかどうかは疑わしい。むしろ、両者は十分に区別すべきものであろう。この点については、後で述べることにする。

## II 偶発損失と引当金

先に指摘したように、SFAS5号 (para.4) は、偶発損失として、火災、爆発、その他の災害による企業財産の損失又は損傷の危険性のように引当金の設定対象外のものと同引当金の設定要件を満たすものとを挙げている。SFAS5号は、引当金の設定要件を満たす費用・損失の開示と同時に、引当金の設定要件を満たさない費用・損失を開示することを要求している。

まず、SFAS5号は『偶発損失から生ずる見積損失は、次の二つの条件に合致する場合には利益に賦課することにより計上しなければならない』(para.8)<sup>13)</sup> としている。すなわち、「使用される用語は引当計上の性質について記述するものでなければならない」(para.9)<sup>14)</sup> として下記の引当金の設定要件を満たす偶発損失について開示すべきであるとしている。

(a) 財務諸表の発行前に入手可能な情報により財務諸表日に資産が減損し、又は、負債が発生していたということの可能性が大きいことがわかっていること。この状態のもとで、その損失の事実を確認するための出来事が将来発生する可能性が大きいということが暗示されていること。

(b) 損失の金額を合理的に見積もることができること。

この引当金の設定要件の文言の是非は別にして、引当金の設定要件を満たすものについて、損失を計上することは当然のことである。むしろ、経営状況についての情報の開示ということを考えてみれば、SFAS5号の指摘するように、引当金の設定対象となっていない偶発損失について積極的に開示すべきである。すなわち、引当金の設定要件を満たさないために、損失の計上を行えない場合でも、その損失が発生していることの可能性がある程度あるときには偶発事象の開示をなすべきである (para.10)<sup>15)</sup>。また、引当金として計上した金額を超過する損失が発生している可能性がある程度あるときは偶発事象の開示をなすべきである (para.10)<sup>16)</sup>。そして、これらの開示に当たっては、その偶発事象の性質を示し、見込まれる損失額および損失の範囲の見積りを行うべきである。また、そのような見積りができない場合には、なぜそのような見積りができないのか、その理由を示すべきである。さらに、上記の (a) の条件に合致するけれども、損失の金額が合理的に見積ることができないために、引当計上していない偶発損失についても開示すべきである。上記 (a) の条件に合致していない偶発損失、すなわち、決算日において資産の減損又は債務の発生している可能性は大きくないが、損失の発生の可能性がある程度認められる偶発損失についても開示が要求されるべきである。

さらに、経営状況についての情報の開示という観点からは、SFAS5号がいうように、決算日後から財務諸表の公開前に、資産が減損し負債の発生がしていること、あるいは資産が減損し負債が発生していることの可能性が少なくともある程度存在する場合、そのことを示す情報が入手できるならば、その偶発損失について開示すべきである (para.11)<sup>17)</sup>。会計では、決算日現在において将来の事象を予測して、必ず起きるあるいは絶対に起きないと予測できる場合がある。たとえば、低価主義の規定に「回復すると認められる場合を除くほか、時価を・・・」とある。「回復すると認められる場合」とは決算日から財務諸表を作成している最中に、時価が原価まで回復したとすれば、決算日現在に将来を予測して、必ず回復すると言い切れる。同じように、決算日の時点で保険を掛けていなかった資産について財務諸表を公開するまでの間に事故等による損失が生じたとすれば、決算日現在から見て将来に偶発損失を予測することができると言い切れる。また、決算日後から財務諸表の公表時まで、資産の取用の恐れがでてきたとか、決算日後に保証した債務者が破産申請を行ったというように決算日に存在していなかった損失が発生することもあるだろう。これらの事例において、決算日には資産の減損や負債の発生は存在していない。したがって、これらはその年度の損失として計上することはできない。もちろん引当金の設定要件を満たす損失でもない。だが、この種の損失は財務諸表への誤解を避けるために開示されるべきであらう (para.11)<sup>18)</sup>。すなわち、決算日後に損失が発生し、資産の減損額あるいは負債の発生額を合理的に見積もることができる場合には、損失ま

たは偶発損失の性質とその見積り額を財務諸表に追加的に開示すべきであろう。また、その見積りが不可能であるならば、なぜそのような見積りができないのか、その理由を示すべきであろう (para.27) <sup>19)</sup>。

引当金の設定対象となっていない偶発損失について偶発事象として開示する。また、引当計上した金額を超過する損失が発生している可能性がある程度あるときも偶発事象として開示する。決算日後から財務諸表の公開前に、資産が減損し負債の発生がしている可能性が存在する場合にも、その偶発損失について開示をする。これは、明らかに期間損益計算という観点から要求されるものではない。これは、経営状況についての情報開示という観点からのものである。

引当金は期間損益計算という観点から説明されるものであるのに対して、偶発損失は経営状況についての情報開示という観点からのものである。また、引当金は『発生することが予測可能な事象』であるのに対して、偶発損失は『予想外の事象』である。引当金と偶発損失とは意味が異なるものである。それにも係わらず、FASB5号は「偶発事象会計」として、引当金と偶発損失とを同じ範疇のものとして取り扱っている。これはFASB5号が、従来から期間損益計算の精緻化という観点から設定されてきた引当金を取り扱いたくないからではなくて、経営状況についての情報開示という観点から『偶発事象』について問題にしたいと考えているからであろう。

1978年のFASBのStatement of Financial Accounting Concepts No.1 (以下、SFAC1号という)「営利企業の財務報告の基本目的」(Objectives of Reporting by Business Enterprises)は、「財務報告は、投資家、債権者その他の情報利用者が、当該企業への正味キャッシュ・インフローの見込み額、その時期および不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない」(para.37) <sup>20)</sup>と規定した。すなわち、SFAC1号は、将来キャッシュ・フローの予測を財務報告の基本目的として位置づけたのである。従来、企業会計の主目的といえば、期間損益計算が挙げられてきたが、SFAC1号は企業会計の主目的を将来キャッシュ・フローに関する情報開示に置いたのである。

1975年のFASB5号「後発事象の会計」も、こうした流れのなかで取り上げられてきたものである。そのために、むしろ将来キャッシュ・フローの予測に重要であるとして引当金には該当しない偶発事象に関する情報開示を求めたのであろう。しかし、それならば、あえて引当金を「偶発事象会計」のなかで取り扱う必要はない。情報の開示という観点から、偶発事象を取り上げるのであれば、むしろ引当金に該当しない偶発事象こそを積極的に取り上げるべきである。

#### IV 特許訴訟に関する偶発事象

特許訴訟は、企業や個人の発明家が特許を保有している技術を、他の企業が無断で利用したかどうかを巡って争う民事訴訟である。特許権の所持者が、権利侵害を理由に他社製品の製造・販売を差し止めるように要請したり、損害賠償を請求したりするのが一般的である。反対に、特許侵害で訴えられた企業が、そうした事実はないとして逆に訴える場合もある<sup>21)</sup>。

発明者の権利を重視する米国では、特許侵害で裁判に敗れた企業が巨額の損害賠償を強いられることがある。1976年、ボストン地方裁判所にポラロイド社によって提訴された案件は1985年10月11日、次のような判決が下された。コダック社のPR10インスタント・フィルムとEK-4・EK-6インスタント・カメラはポラロイド社の七つの特許を侵害しており、その製品の製造・販売の差し止めを命ずるとの判決が下された。連邦巡回控訴裁判所は1986年4月25日、一審の判決を支持し、また米国最高裁判所は1986年10月6日、コダック社の下級審への差し戻し請求を棄却した。この事例で、ポラロイド社は逸出利益39億ドル、判決までの利息22億ドル、増加した損害79億ドルの損害賠償を主張し、また、弁護士費用、諸費用、判決後の利息を受け取る権利があると主張した。これに対して、コダック社は、ポラロイド社の損害は合理的なロイヤリティに基づくべきであると主張し、ポラロイド社が増加した損害や弁護士費用を受け取る権利があるとする主張を否定し、ロイヤリティの5%を基礎にして算定した損害は判決までの利息を含めておよそ187万ドルにしかならないと主張した<sup>22)</sup>。結局、この特許裁判において、コダック社はポラロイド社に9億2500万ドルの賠償金を支払い、15億ドルかけて建設した工場を閉鎖し、76年～85年に販売した1600万個のインスタント・カメラを5億ドルかけて買い戻すことになった<sup>23)</sup>。

裁判所によって命じられる賠償額を合理的に見積もることは難しいが、コダック社は、この事例に係わっている法律顧問のアドバイスに基づいて、利息を含めて、会社に命じられる損害賠償が会社の財政状態に大きな不利な結果を招くことになるとは考えなかった。判決が下ればその賠償金は会社の将来の収益に負担になるはずである。それにも係わらず、コダック社は、この訴訟を他の訴訟といっしょに、すなわち、日常的な性質の調査および1989年度の事業の通常の成り行きで自衛したり、処理したりした種々の法的問題のなかに含めて処理しただけである<sup>24)</sup>。

米連邦地方裁判所は、2002年2月26日、パルム社およびスリーコム社がPDAに採用しているアルファベット手書き文字認識技術 [Graffiti] が、ゼロックス社の保有する特許の侵害に当たるとの判決を下し、両社に対して5000万ドルの保証金の支払いを命じた。控訴審の行方が注目されるが、巨額の保証金を納めることになるパルム社は業績に大打撃を受けることは避けられない厳しい事態に直面している<sup>25)</sup>。

米国のラムバス社は、2000年1月18日、日立製作所を故意による特許侵害（willful patent infringement）で米国デラウェア州連邦裁判所に提訴した。ラムバス社は、同社が保有する特許を侵害している半導体メモリ製品およびマイクロプロセッサ製品の製造、販売、および使用の中止を求め、日立製作所に対して懲罰的損害賠償（punitive damage）を請求している<sup>26)</sup>。

日本企業の特許訴訟も90年代に入って急増している。89年には300件余りだったが、98年には約560件となっている。特許や商標など知的財産権に対する企業の意識の高まりが訴訟増加の背景にある<sup>27)</sup>と思われる。わが国ではスミスクライン・ビーチャム製薬株式会社が1993年7月に藤本製薬株式会社（資本金3億円）を特許侵害で訴えた事件で、1998年10月12日、これまでの最高額約30億円（利息5億円を含む）という資本金の10倍にもものぼる損害賠償という判決（平成5年（ワ）第11876）が下されている<sup>28)</sup>。

日立製作所は、2000年4月、石川島播磨重工業を相手取って、自社の保有する特許権を侵害する製鉄用の装置を販売されたとして、約12億8000万円の損害賠償を求めた訴訟を起こした。その判決（平成12年（ワ）第6714号）が2001年12月21日に東京地裁であった。飯村敏明裁判長は「石川島の装置は、日立の特許の構成要件を充足している」<sup>29)</sup>として、石川島に約4億3000万円の支払を命じた。

パチスロの大手メーカー・アルゼは、平成12年4月、同業のサミーとネットの2社に対してパチスロの人気機種の特許を侵害されたとして118億円の損害賠償を求めた訴訟を起こした。これに対して、2002年3月19日、東京地裁はサミーに対して74億円、ネットに対して10億円の史上最高額の賠償を命じる判決を下している<sup>30)</sup>。ただ、この史上最高額の賠償命令が出た判決そのものが揺れ動いている。特許庁は、この特許そのものが無効であるとの判断を示している<sup>31)</sup>。

特許訴訟は、特許の侵害に当たるとの判決が下ると、巨額の賠償金の支払のために、その企業の存続そのものが脅かされる可能性が存在する。したがって、特許訴訟が当期以前から係争中であるとか、当期に提訴されたとか、将来に提訴される可能性があるとか、これによってどれほどの賠償請求がなされる見込みがあるのかといったことを開示することが必要である。

特許訴訟が起こされた時期ないし特許訴訟の原因が生じた時期によって会計処理が異なる。特許訴訟が決算日前に起こされた場合、引当金設定要件に合致するか否かが問題になるであろう。引当金設定要件を満たしているのであれば、偶発損失に対する引当金が設定されよう。また、特許訴訟が決算日後・財務諸表公表前に起こされたものであるとすれば、その原因が決算日より前に存在する場合と決算日を過ぎてからの場合とでは処理方法が異なるはずである。前者については、期間損益計算という見地から賠償請求に対する引当金を設定することは可能である。後者は、決算日後・財務諸表公表前に起因するもので、決算日に存在していなかった



損失であり、決算日には資産の減損も負債の発生も存在していない。したがって、後者については、引当金を設定することは期間損益計算という見地から無理である。しかし、それでも期間損益計算に関係がないこの種の損失を財務諸表に開示すべきであろう。すなわち、決算日後・財務諸表公表前に発生した損失について、資産の減損額あるいは負債の発生額を合理的に見積もることができる場合には、引当金の設定対象とならない損失であっても、その見積り額を財務諸表に開示すべきであろう。

損失を開示する条件として、損失の金額が合理的に見積もられることが必要である。しかし、ある場合には予想金額に幅があることがありうる。たとえば、一審で10億円支払の命令が出されたが、相手方が不服を申し立てて25億円支払の控訴をしている場合がありうる。裁判の結果によってはさらに15億円を支払わなければならないかもしれない。このような場合、初めの10億円の損失を見積り計上すること以外に、追加の支払の可能性について開示が必要となるであろう。

#### IV 環境問題に関する偶発事象

米国において、財務諸表に開示されている偶発損失の例として、環境問題に関する偶発事象は特許訴訟に関する偶発事象について多い<sup>32)</sup>。

米国では1990年までの時限立法であったが、スーパー・ファンド法（Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980. と Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986. との総称）が制定された。この法律によって米国の環境保護庁（Environmental Protection Agency）は、かつて産業廃棄物が処分された汚染土地について、その潜在的責任者に対して汚染土地の浄化を命ずることができるようになった。スーパー・ファンド法の特徴としては、厳格責任主義、遡及責任主義、連帯責任主義が挙げられる。厳格責任主義とは、潜在的責任者の過失を立証する必要がないことをいう。遡及責任主義とは、かつて合法であった行為に対しても責任が追求されるというものである。また、連帯責任主義とは、汚染責任者全員に責任を求めるというもので、土地の現在の所有者だけでなく、場合によっては融資金融機関、株主にまで責任が及ぶというものである。したがって、環境庁から潜在的責任者に指定された企業は、指定された瞬間に多大な出費を余儀なくされることになる。まさに、偶発的に損失・債務が発生することになる<sup>33)</sup>。

スーパー・ファンド法制定の直接の契機となったのは、ラブ・チャンネル事件である。第二次世界大戦中から1950年頃にかけてニューヨーク州北部ラブ・チャンネルにドラム缶に詰めて埋め立てた化学物質が、70年代の後半に、有毒ガスとなって地表に漏れてきた。そして、その化学物質を埋めた企業を吸収合併した企業に損害賠償が求められた。この事件について、裁判

所は、無過失であっても遡及して存続する吸収企業に賠償責任があるとの判断を示した。その結果、吸収した企業は約2億6,000万ドルという莫大な費用を負担することになった。この事件以来、かつて産業廃棄物を処分した土地について訴訟が相次ぎ、環境庁は、汚染された土地はアメリカ全土で27000箇所あって、1箇所約2500万ドル、全土で6750億ドルの浄化費用が必要であると見ている<sup>34)</sup>。

ラブ・チャンネル事件のように、被吸収企業に原因がある汚染土地の浄化費用・債務を吸収企業が負担することは、吸収企業にとって晴天の霹靂とも言うべき偶発事象である。このような環境費用・債務は、現実のものとなった時には、企業の財政状態に多大な影響を与える。環境費用・債務はいったん表面化すると、莫大な金額になる可能性があることから、これを開示することは大きな意味がある。そのリスクは財務諸表に適切に開示されるべきであろう。

一方、わが国の環境省・中央環境審議会は2002年1月25日、土壤汚染対策の新制度をまとめて、川口順子環境相に答申した。その内容は、工場を廃止するか跡地を宅地などに転用する際に土地所有者に調査を義務付け、汚染が見つかった場合は所有者に対策をとらせるとするものである。土地所有者は土壤調査を実施し、結果を都道府県に報告する。そして、水銀やヒ素、カドミウムなど有害物質が基準値を超えて検出された場合には都道府県が汚染個所の所在地や管理状況などを台帳に登録して公開する。さらに都道府県は土地所有者に対して、安全対策をとることを命令する。土地所有者は土地の状況に応じ、汚染土壤の覆土、アスファルトによる舗装、土の入れ替えなどを実施する。土地所有者に汚染責任がなく、土壤を汚染した者が特定できる場合には、汚染者が安全対策をとる義務を負うことになった<sup>35)</sup>。

東京都大田区の民有地で環境基準の570倍のダイオキシン類が検出された。この土地は1955年頃から三菱ガス化（当時は日本瓦斯化学工業）の子会社であった化学メーカー共栄化成が無水フタル酸を製造し、熱媒体にPCBを使用していた土地である。同社は1964年に経営破綻したが、三菱ガス化はこの土地を39年前に取得し、一時所有していた。土地・建物を引き継いだ三菱ガス化が更地化してPCBを移送した経緯がある。東京都はこの更地化の際に三菱ガス化がPCBを投棄したと断定した<sup>36)</sup>。東京都は三菱ガス化が余ったPCBをこの土地へ投棄したうえ売却したと判断して、2000年10月に汚染土壤の除去・保管にかかる費用4億円を同社に請求することを決定し、通知した<sup>37)</sup>。三菱ガス化は「PCBは全量別の工場に移送している」と反論し<sup>38)</sup>、この決定について、汚染原因者の判断は推測に基づく者で違法であると主張している<sup>39)</sup>。しかし、環境浄化のための請求がなされた場合、それを財務諸表に開示すべきである。経常利益約46億円、税引き後利益23億5千万円あまりの三菱ガス化にとって4億円の賠償請求は重要な偶発事象である。それにも係わらず、有価証券報告書には、この請求に関する偶発債務についての記載は見られないし、損害補償の必要があるとの記述は見られない。財務

諸表等規則8条の2が「重要な係争事件の発生又は解決」について注記することを要求しているように、損害賠償請求を受けた場合には、財務諸表に損害賠償請求×××億円を受けて、係争中である旨の表示をすべきである。また、結果によっては、損害補償の必要があることを明記すべきであろう。

注

- 1) FASB SFAS No.5, *Accounting for Contingencies*, March 1975. (日本公認会計士協会国際委員会訳『米国FASB財務会計基準書 外国為替換算会計他』同文館, 1984年, 62頁)
- 2) *Ibid.*, (上掲那訳書62頁)
- 3) *Ibid.*, (上掲那訳書62頁)
- 4) *Ibid.*, (上掲那訳書62頁)
- 5) *Ibid.*, (上掲那訳書62頁)
- 6) *Ibid.*, (上掲那訳書62頁)
- 7) *Ibid.*, (上掲那訳書63頁)
- 8) *Ibid.*, (上掲那訳書86頁)
- 9) IAS No.37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, November 1996. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館, 2001年, 686頁)
- 10) 中村 忠『現代会计学』(白桃書房) 2001年, 235頁。
- 11) IAS No.37. (前掲那訳書686頁)
- 12) *Ibid.*, (前掲那訳書686-687頁)
- 13) SFAS No.5. (前掲那訳書65頁)
- 14) *Ibid.*, (前掲那訳書65頁)
- 15) *Ibid.*, (前掲那訳書66頁)
- 16) *Ibid.*, (前掲那訳書66頁)
- 17) *Ibid.*, (前掲那訳書66頁)
- 18) *Ibid.*, (前掲那訳書66頁)
- 19) *Ibid.*, (前掲那訳書72頁)
- 20) FASB Statement of Financial Accounting Concepts No.1, *Objectives of Reporting by Business Enterprises* (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社, 2002年, 28頁)
- 21) <http://www.nikkei.4946.com>
- 22) AICPA *Accounting Trends & Techniques* 1990.P.54.
- 23) 特許庁『産業活性化のための特許活用—特許はベンチャービジネスを支援する』社団法人発明協会, 2000年, 295頁。
- 24) AICPA op.,cit.p.54.
- 25) <http://pcweb.mycom.co.jp/news/2001/2/26>, アクセス2002.4.12.
- 26) <http://www.rambus.co.jp/company-information/press-releases/pr011800.html>, アクセス2002.4.13,
- 27) <http://www.nikkei.4946.com>
- 28) <http://www.nikkei.4946.com>
- 29) [http://telecom21.nikkeidb.or.jp/cb/au/papers/cgi-bin/T21\\_FTbody/papers/unihon.html](http://telecom21.nikkeidb.or.jp/cb/au/papers/cgi-bin/T21_FTbody/papers/unihon.html), アクセス2002.4.12.
- 30) 『日本経済新聞』2002.3.20.
- 31) 『日本経済新聞』2002.4.11.
- 32) AICPA *Accounting Trends & Techniques* 2001.p.64.
- 33) 環境監査研究会『環境監査入門』日本経済社, 1992年.49～51頁。

- 34) 大磯幸雄「アメリカ及びカナダの環境監査」『企業会計』1993年2月，第45巻2号，49頁。
- 35) 『日本経済新聞』2002.1.26.
- 36) 『日経産業新聞』2001.9.17.
- 37) 『日本経済新聞』2001.12.7.
- 38) 『日経産業新聞』2001.9.17.
- 39) 『日本経済新聞』2001.12.7.